

令和5年度弘前市米粉活用促進支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内に店舗を有する事業者が行う地元産米の新たな需要の創出に向けた事業を支援することにより、稲作農家の経営安定及び営農意欲の維持に寄与し、もって市の基幹産業である農業の振興に資するため、令和5年度予算の範囲内において、弘前市米粉活用促進支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地元産米 「つがるロマン」及び「まっしぐら」並びにその両品種のみで構成された米をいう。
- (2) 補助事業 地元産米の米粉を使用した商品の開発又はその商品に係る販売促進活動を実施する事業をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に店舗又は主たる事務所を有する法人であって、令和3年度及び令和4年度において納付すべき法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税（種別割）を滞納していないもの
- (2) 市内に店舗又は主たる事務所を有する個人であって、令和3年度及び令和4年度において納付すべき市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）及び国民健康保険料を滞納していないもの
- (3) 第1号に規定する者が代表者である団体
- (4) 第2号に規定する者が代表者である団体

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費であって、別表に定めるものとする。ただし、他の補助金等の交付の対象となった経費又は対象となる経費を除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額（消費税及び地方消費税の額を除き、開発委託費の実支出額が商品開発費全体の实支出額の2分の1の額を超えるときは、当額2分の1の額を開発委託費の実支出額とする。）の合計額の2分の1に相当する額（当該相当する額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）又は500,000円のいずれか少ない額以内の額とする。

(交付申請)

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和5年度弘前市米粉活用促進支援事業費補助

金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 定款及び商業登記に関する現在事項証明書の写し（法人が申請する場合に限る。）
- (4) 組織及び運営に関する規約又は会則の写し（団体が申請する場合に限る。）
- (5) 構成員名簿（団体が申請する場合に限る。）

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の申請書の提出期限は、補助事業を実施しようとする日の前日から起算して14日前までとする。

5 第1項の申請書を提出する場合に当たっては、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の条件）

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和5年度弘前市米粉活用促進支援事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、交付決定額の30パーセント以内の減額については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和5年度弘前市米粉活用促進支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出して、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（交付決定）

第8条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和5年度弘前市米粉活用促進支援事業費補助金交付決定通知書（様式第6号）とする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日の翌日から起算して14日を経過した日とする。

（実績報告）

第10条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和5年度弘前市米粉活用促進支援事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第7号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第8号）
- (2) 収支決算書（様式第9号）
- (3) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し
- (4) 購入伝票等、補助事業に使用した米の品種が分かるものの写し
- (5) 補助事業の実施状況がわかる資料の写し

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第7条第2号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）の翌日から起算して30日を経過した日又は令和6年3月29日のいずれか早い日とする。

5 第1項の報告書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第11条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和5年度弘前市米粉活用促進支援事業費補助金交付額確定通知書（様式第10号）とする。

（補助金の請求等）

第12条 補助金の請求は、令和5年度弘前市米粉活用促進支援事業費補助金請求書（様式第11号）を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振替により交付する。

3 補助金は、概算払により交付することができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費（補助事業を実施するために直接必要なものに限る。）	
商品開発費	会場借上料・設営費
	通信運搬費
	機械器具借上料
	印刷製本費
	資料購入費
	原材料費
	原料加工委託費
	消耗品費
	旅費
	謝金・賃金
	研修等受講料
	開発委託費
	役務費
	手数料
	印紙代
その他市長が必要と認める経費	
補助事業により開発した商品に係る販売促進活動費	会場借上料・設営費
	通信運搬費
	印刷製本費
	広告・宣伝費
	旅費
	出展料
	その他市長が必要と認める経費